

嵐山町立菅谷中学校校則(生活のきまり)について

2024年4月9日版

1 校則の意義・位置付け

- ・法令上は規定されていないものの、これまでの判例では、社会通念上合理的と認められる範囲において、教育目標の実現という観点から校長が定めるものとされています。
- ・少数派の意見も尊重しつつ、児童生徒個人の能力や自主性を伸ばすものとなるように配慮することも必要です。(2022年4月文部科学省「生徒指導提要」より抜粋)

2 校則の運用

- ・校則に基づく指導を行うに当たっては、校則を守らせることばかりにこだわることなく、何のために設けたきまりであるのか、教職員がその背景や理由についても理解しつつ、児童生徒が自分事としてその意味を理解して自主的に校則を守るように指導していくことが重要です。
- ・校則に違反した場合には、行為を正すための指導にとどまるのではなく、違反に至る背景など児童生徒の個別の事情や状況を把握しながら、内省を促すような指導となるよう留意しなければなりません。(2022年4月文部科学省「生徒指導提要」より抜粋)

3 菅谷中学校の方針(基本的な考え)

- (1) 菅谷中学校が目指す生徒像は以下の通りである。
自ら考え判断し、正しい行動のできる生徒
～自ら学ぶ生徒(自主) 心豊かな生徒(敬愛) 身体を鍛える生徒(練磨)～
- (2) (1)の生徒になるために次の考えを「生活のきまり」の基盤とする。
 - ① 生徒たちがもつ、いわゆる一般的な常識感覚に判断を委ねる。
 - ② 自分以外の生徒の学校生活を妨げない範囲で判断する。
 - ③ 自他の心身を傷つけたり苦しめたりする可能性のあるものは禁止とする。
- (3) この「生活のきまり」で表現の足りない部分は補足資料を作成することもある。
- (4) 以上の「基本的な考え」はすべての校則(生活のきまり)に通ずるものである。

4 校則の見直し

- (1) 毎月の生活アンケートや日常的な意見箱で意見を収集し、生徒会本部を中心に協議を行い、生徒会長が校長に対して提言する。その内容について教員が協議を重ね、最終的に校長が判断する。
- (2) 毎学期末に「拡大代表委員会」(生徒会本部、専門委員長、副委員長、学年代表)を開き、校則について検討する。
- (3) 「校内校則検討委員会」(校長、教頭、生徒指導担当、養護教諭)を定期的に行う。
- (4) 必要に応じて保護者にも広く意見を聴取し、少数意見も尊重しながら検討する。

5 学校生活

(1) 日課及び行動

- ① 登校時刻は8：25とし、チャイムが鳴った時点で自席に着席していること。
ただし朝会等の場合は集合場所で出席確認を行う。
- ② 朝は7：20より早く校地内に入らないこと。
- ③ 登校後は許可なく校地外に出ないこと。
- ④ 8：25～8：35は基本的に朝読書を行う。【→読書規定参照】
月に一度の生活アンケートや朝会、その他に代わることもある。
- ⑤ 8：35～8：45は朝の会を行う。
- ⑥ 15：50～16：00は帰りの会を行う。（5時間授業は14：50～15：00）
- ⑦ 以下の下校時刻を守る。

期間	部活終了	完全下校
1学期中	17：50	18：00
9/1～9/14	17：35	17：45
9/15～9/30	17：20	17：30
10/1～10/14	17：05	17：15
10/15～11/14	16：35	16：45
11/15～12/31	16：20	16：30

期間	部活終了	完全下校
1月	16：35	16：45
2月	17：05	17：15
3/1～3/14	17：20	17：30
3/15～3/31	17：35	17：45
午前中3時間	15：20	15：30
午前中4時間	16：20	16：30

(2) 制服

- ① 本校の定める制服は次のいずれかとする。
 - ア) (学生服、)ズボン、白のワイシャツ
 - イ) セーラー服、スカート
 - ウ) セーラー服、スラックス
 - エ) 白のブラウスまたはワイシャツ、スカート (、紺のベスト)
 - オ) 白のブラウスまたはワイシャツ、スラックス (、紺のベスト)※学生服、ズボン、セーラー服、スカートは学校指定のものとする。
- ② 冬季に限りタイツの着用を認め、その色は黒または紺とする。
ただし、ルーズソックスや網目のソックスは禁止とする。
- ③ ボタン、名札は学校指定のものを定められた位置に正しくつける。
- ④ 学ランの下にはワイシャツを着用する。

(3) 体育着、ジャージ

- ① 学校で定められたものを着用する。
- ② ジャージ、半袖シャツには左胸に名札をつける。
- ③ ハーフパンツには名前を記入する。

(4) 防寒着

- ① マフラー、ネックウォーマー、手袋は安全面を考慮した上、華美でないものを着用する。
- ② セーターは黒、紺、白、茶、グレーとし、制服またはジャージの下に着用する。
その際に、袖や丈から見えないようにする。
- ③ ベスト、カーディガンもセーターの規定に準ずる。
- ④ コートは黒、紺、茶、グレーとし、華美でないものを着用する。
- ⑤ ウィンドブレーカーは部で購入したもの、または学校で認めたものを着用する。
- ⑥ 防寒用の肌着を着用する場合は生地を露出させない。

(5) 服装に関するその他

- ① 平日の登下校は制服、体育着、ジャージのいずれかとする。
ただし、下校時に限り部活動ユニフォーム（あるいはシャツ）も可とする。
- ② 休日の登下校は制服、体育着、ジャージ、部活着のいずれかとする。
- ③ 原則、朝の会から給食までは制服を着用する。
- ④ 清掃があるときは原則昼休みに体育着等に替え、午後の授業を受ける。
なお、午前中に以下の場合が生じたときは右（→）のきまりに準ずる。
ア) 1校時が「ジャージ」のとき → 朝の会はジャージ可
イ) 2校時が「ジャージ」のとき → 朝の会と1校時は制服
ウ) 前後を「ジャージ」と「ジャージ」に挟まれているとき → ジャージ可
エ) 3校時が「ジャージ」のとき → 4校時と給食は制服
オ) 4校時が「ジャージ」のとき → 給食もジャージ可
※ここでの「ジャージ」とは半袖・ハーフパンツの体育着も合わせた総称とする。
- ⑤ 清掃時は体育着またはジャージとする。
- ⑥ 昼清掃のときや清掃がないとき、午後（5、6校時）の服装はどちらでもよい。
- ⑦ 定期テストは原則制服で受ける。
- ⑧ 3年生は部活引退後、できる限り制服を着用する。
- ⑨ 社会的なクールビズ期間を目安に「ス^{クール}COOL期間」を設ける。詳細は以下の通り。
ア) 制服の代わりに体育着（半袖・ハーフパンツ）で過ごしてもよい。
イ) ジャージを着用するのは(6)①②④に定める場合に限る。
ウ) 期間に合わせた別紙も参照すること。【→「ス^{クール}COOL期間について」参照】
- ⑩ 12月～3月ごろまでを目安に「ホッと^{クール}する期間」を設ける。詳細は以下の通り。
ア) 授業中の防寒着として上下のウィンドブレーカーを着用可。
イ) マフラー、ネックウォーマー、手袋、コート等は着用不可。
ウ) ひざ掛けは使用可。（ウィンドブレーカーの上を代用するの可）
エ) 期間に合わせた別紙も参照すること。【→「ホッと^{クール}する期間について」参照】
- ⑪ 衣替えは特定期間を設けないため、各自の判断で調節する。
ただし、儀式的行事の際は季節に応じた服装をすること。

(6) 履物

- ① 靴下の色は問わない。儀式的行事の際は制服に合わせたものとする。
- ② 靴は体育の授業で使える運動靴で、その色は問わない。
- ③ 上履き、体育館シューズは学校指定のものを使用する。
ただし、縁取りの色は学年により指定あり。
- ④ 部活用のシューズ等は原則部活動の時間のみの着用とする。
- ⑤ 考え方等をまとめた別紙も参照し、共通理解を図る。【→髪型・靴・靴下規定参照】

(7) 頭髪

- ① 学校生活を送る上で「問題ない」と自他ともに認められるものとする。
- ② 場所、時間、状況、安全面などを考える。
- ③ 学校という場所を鑑みて、時間や費用、労力を必要以上にかけないものにする。
- ④ 考え方等をまとめた別紙も参照し、共通理解を図る。【→髪型・靴・靴下規定参照】

(8) 所持品

- ① 通学用バックは特に指定はないが、ロッカーに入る大きさの物を利用する。
- ② 漫画、雑誌、玩具、電子機器等は不要物とみなし、特別な事情がない限り持ってこない。
上記のものを持ってきた場合、登校してすぐに職員室に預ける。
- ③ カッターの持ち込みは禁止とする。
- ④ 教科書類は原則学校に置いておく。必要に応じて持ち帰る。
- ⑤ 教科書、資料集等の貸し借りは禁止とする。
- ⑥ 日焼け止めやリップクリーム、ハンドクリーム等は無香料のものとする。
また、使用時はトイレ等の人目に付かないところに極力移動する。

(9) 弁当、水筒

- ① 弁当は原則教室で食べる。
- ② 水筒の中身は部活動と同じ（スポーツ飲料、お茶類）とする。
- ③ 水筒は、授業中・休み時間・部活動・給食での水分補給のために利用する。
- ④ 水筒は自分で管理し、健康上の理由から他人に与えない。
- ⑤ 以下のルールに則る場合は、平時においてペットボトルによる水分補充を認める。
 - ア) 水筒の補充用として使用し、中身はスポーツ飲料またはお茶類のみ。
 - イ) ペットボトルはタオル等で包む。
 - ウ) ペットボトルから直接飲んではいけない。
 - エ) ゴミは各自で家に持ち帰る。
 - オ) 休日の部活動等で差し入れとしてもらった場合は直接飲んでよい。
ただし、飲まない間はバッグ等にしまっておくこと。

(10) 部活動

- ① 加入は任意とする。
- ② 転部や退部を希望する場合は保護者、担任、顧問と話し合ってから決定する。
- ③ 部活動以外では部室を使用しない。また、制服や教科書などの私物を置かない。
- ④ 1か月の祝休日の半分を休みとする。
- ⑤ 平日は週に1日以上休みを設ける。
- ⑥ 夏季休業中の練習は20日間程度とする。
- ⑦ その他別に定める部活動規定を参照すること。【→部活動規定参照】

(11) 給食

- ① 決められた時間内に準備と片づけを行う。
- ② その他別に定める給食規定を参照すること。【→給食規定参照】

(12) 清掃

- ① 体育着またはジャージで行う。
- ② 決められた時間いっぱい清掃に取り組む。
- ③ その他別に定める清掃規定を参照すること。【→清掃規定参照】

(13) 自転車規定

- ① 自転車通学許可願を学校に提出し、校長より許可された者に限る。
ただし、居住地区が大字菅谷地区以外の者とする。
- ② 自転車は普通自転車とし、以下の規定やルールを守る。
 - ア) 学校で配付された鑑札をつける。
 - イ) 色の指定はなし。
 - ウ) スタンドは両足のもの。
 - エ) 変形ハンドルは不可。(棒ハンドルは可)
 - オ) 荷台と前かごが付いたもの。(荷物は荷台にくくりつける)
 - カ) 変速ギアは可。(ただし、内装ギアが望ましい)
 - キ) ライト、ベル、反射燈、カギなどの安全装置を付ける。
 - ク) ヘルメットはあごひもを締め、正しく被る。
 - ケ) カギを自転車に付けたままにせず、各自で保管する。
- ③ 損害保険に必ず加入すること。
- ④ その他別に定める自転車規定を参照すること。【→自転車規定参照】

(14) 保健室の利用

- ① 授業中の来室は、必ず担任または教科担当の先生に話してからにする。
- ② 保健室での休養は、原則1時間を限度とし、回復の見込みがない場合は帰宅する。
- ③ 原則として、保健室では飲み薬はあげられない。
- ④ 付き添いが必要な場合は、連絡係としてクラスの保健委員1名を担当とする。
- ⑤ その他別に定める保健室利用規定を参照すること【→保健室の利用について参照】

(15) さわやか相談室の利用

- ① 利用できる時間は原則昼休みか放課後とし、事前に予約を入れる。
- ② 授業中の利用は原則なし。ただし緊急時は1時間まで利用可とする。
- ③ 部活動時間中は活動を優先し、やむを得ない場合は顧問の許可を得る。

(16) タブレットの利用

- ① 学校内外問わず学習以外では使用せず、許可なくアプリをダウンロードしない。
※課題や委員会、部活などに使用するものとし、趣味のためだけには使用しない。
- ② 保護者と決めた時間以外は使わない。
- ③ カメラで撮影するときは勝手に撮らず、必ず撮影する相手の許可をもらう。
- ④ 破損や不具合があったときはすぐに申し出る。
※修理が必要なときは「修理願」を提出する。
- ⑤ 個人情報や他人を中傷するようなことを書き込まない。
- ⑥ 休み時間にも使用してよい。ただし、学校生活に関係ないことには使用しない。
※授業開始2分前には使用をやめる。(連続した授業の場合は構わない)
- ⑦ 学校におけるタイピングサイトの利用を原則禁止する。
※先生の許可を受けた場合、指定されたものを利用してよい。
- ⑧ その他別に定める町の利用規定を参照すること
【→嵐山町立小・中学校『タブレット活用のルール』参照】
【→タブレットを使うときの5つのやくそく参照】

(17) その他

- ① ベランダには原則として出ない。
- ② 授業や連絡、確認等以外では他の学年の階には出入りしない。
- ③ 他のクラスに入らない。
- ④ 飲酒等の触法行為やピアス等の自傷行為、いじめ等の人権侵害は絶対に禁止。
- ⑤ 保護者に無断での外泊や、保護者を伴わない外泊は禁止とする。
- ⑥ すべてのきまりは原則であり、必要に応じて例外を認めることもある。
生徒側から希望する場合は必ず学校の職員に相談する。

校則(生活のきまり)の項目に対する指導や考え方、補足

2024年4月9日版

<学校からの指導における基本的な考え>

原則、気になったら声をかける。

- ・禁止事項についてはその場でやめさせる。
 - その場ですぐに直せないものについては次の対応をとる。
 - 学校生活に大きな支障がなく、自他への悪影響が極めて少ないと判断した場合
 - …そのまま学校生活を送り、帰宅後または近日中に直す。
 - 保護者に連絡し、規定内に直してもらう。
 - 不要品については学校で一時的に預かることもある（保護者に返却）。
 - 自他の学校生活に支障をきたす可能性が考えられる場合
 - …別室で対応し、その後教室に戻るか下校させるかを決定する。
 - 保護者に連絡し、規定内に直してもらう。
 - 不要品については学校で一時的に預かることもある（保護者に返却）。
 - ・禁止事項と断定できないものについてはその場での可否を明言しない。
 - 次の対応をとる。
 - 当該生徒に声をかける。（場合によっては該当箇所を見せてもらう。）
 - …「指導」というより「確認」という姿勢で臨む。（高圧的にならない。）
 - ※声がけの重複（すでに誰かが声をかけていたのではないか）を恐れない。
 - （たくさんの人に声がけされるということは見直す可能性あり）
 - ※声をかけたら教職員内で情報共有を行う。（単独で対応を進めない。）
 - 直接声をかけず、学年や生徒指導担当に相談する。
 - …すぐに確認し、必要に応じて本人に気になる個所を伝える。
 - ※本人の前でコソコソ話すのは生徒にとっても気になるため。
 - ・生徒の尊厳や人権に配慮する。（「罪を憎んで人を憎まず」の精神）
 - 互いに信頼できる温かい関係づくりを目指す。
 - ・教職員が間違った対応をした場合は誠意をもって謝罪する。
 - ・教員間の指導の差をなくす意識を持ちつつ、気にする部分の差があることを理解する。
 - 禁止事項については全教職員が見て見ぬふりをしない。
 - ただし、教職員間でも常識や気にする箇所に差があることを考慮する。
 - ※「私は○○なのにあの人は…」は別のところで自分自身に当てはまる可能性あり。
 - ※お互いの足りないところを助け合っていく。

◆項目の前の数字は「菅谷中学校校則（生活のきまり）」の項目番号と一致する。

[5 (1)① 登校時刻は8：25]

- ・原則として学級担任も8：25には教室にいる。
- ・朝会等の場合はチャイムが鳴った瞬間に該当する場所にいるかどうかで判断。

[5 (1)② 7：20より前に登校しない]

- ・校外行事や部活の大会等、学校から許可が出た場合は除く。
- ・朝生徒を集める場合は担当職員が責任を持ち、できるだけ同席する。

[5 (1)③ 再登校は認めない]

- ・焦って急ぐことで交通事故等のおそれがあるため。
- ・指導上の問題で家に帰して直させる場合は可。ただし、保護者の了解を得ること。

[5 (1)④ 8：25～8：35は読書]

- ・担任も一緒に行く。
- ・集配や提出物の回収などは行わない。（落ち着いた環境を整えるため）

[5 (1)⑤ 8：35～8：45は朝の会]

- ・8：40までは原則生徒を教室から出さない。

[5 (1)⑥ 15：50～16：00は帰りの会]

- ・16：00までは原則生徒を教室から出さない。

[5 (1)⑦ 下校時刻]

- ・日没の時間を基準に定めてある。
- ・委員会や部活動に参加しない生徒はすぐに下校させる。
- ・生徒を残す場合は担当職員が施錠まで責任を持ち、下校まで見届ける。

[5 (2)① 制服]

- ・ベルトは黒、紺、茶で装飾が施されていないものが望ましい。
- ・スカートを折ったり学ランのボタンを外したりするなど、本来の着方と異なるものは禁止。

[5 (2)③ ボタン、名札]

- ・忘れたり紛失したりした場合は職員室で借りるか購入する。

[5 (3)① 体育着、ジャージ]

- ・上の兄弟が使用していたものや菅谷中卒業生等から譲り受けたものも着用可。
ただし、菅谷中学校で使用していたものに限る。

[5 (4)① マフラー]

- ・自転車を使用する人は、巻き込まれる事故を防ぐため、長すぎないものを使用する。
- ・徒歩の場合も車等との接触の恐れがあるものは使用を控える。

[5 (4)④ コート]

- ・使用するコートは前が閉まるものが望ましい。
(風にあおられて事故になることを防ぐため。)

[5 (5)⑩ 衣替え]

- ・入学式、2 学期終業式、3 学期始業式、卒業式、3 学期修了式は冬服が望ましい。

[5 (6)① 靴下]

- ・「制服に合わせたもの」とは色や長さなどのスーツ等におけるマナーが基準。
- ・色は白・黒・紺、くるぶしが隠れる長さのものが望ましい。※冠婚葬祭における身だしなみを参考
- ・キャラクターデザインについて使用を制限する場合があります。
(例：ハイソックスで似顔絵がたくさんプリントされているものなど)
(校外に出るときは靴と同じで「菅中生」であることも考慮する。)
- ・タイツの上に靴下を履いても構わない。
- ・ニーハイソックスやルーズソックス、網目のソックスは禁止とする。
(上記以外にも「一般的な常識感覚」から逸脱していると判断されるものは禁止)
- ・体育の授業等でのけが防止のため、くるぶしが隠れるものを推奨。

[5 (6)② 靴]

- ・制服などとの組み合わせについては自身で常識的な判断をする。
(町内外で「菅中生」を背負っていることも考慮する。)
- ・下駄箱の大きさや数に限りがあるため、基本は1 足のみ下駄箱に入れる。
(複数の靴が必要な場合は学校のきまりに即して各自で管理する。)

[5 (7)①②③ 髪型]

- ・特別な理由がない限り、染色、脱色、パーマは禁止とする。
→○接触皮膚炎（かぶれ）を引き起こしやすくなるため。
○アレルギー反応が出やすくなるため。
- ・縮毛矯正やヘアアイロンは身だしなみを整えることを目的とした限度を考える。
- ・おしゃれが目的ではないということを共通認識とする。
- ・日常生活や授業、行事などの特性を十分に考える。
- ・運動や実習を伴う授業の際には、安全を確保するため先生の指示に従う。
- ・「自分がしたいから」という思いを我慢する場面があることも理解する。
- ・休み時間等の学校生活に影響を及ぼさないものにする。
(例：髪型を整えるために休み時間になると常に鏡の前にいるなど)

[5 (8)② 不要品]

- ・不要品の基準は授業に使用するかどうかを第一とする。
- ・授業で使用する際に持ってくる場合、教科担当と担任から事前に許可を得る。
さらに、持ってきた場合は朝のうちに担任に申し出る。

[5 (9)⑤ ペットボトル]

<現状>

- ・熊谷の観測点において、年、季節ごとの平均気温はいずれも上昇しているとみられる。
(気象庁より)
- ・体育等の授業や休み時間に加え、朝と放課後の部活動による水分補給が必要である。

<補足>

- ・タオル等で包むのは、誰の所持品かわかるようにするため。
- ・直接飲んではいけないのは、取り違い等によるトラブルを避けるため。

[5 (12) 清掃]

- ・生徒だけでなく、教職員も一緒になって清掃を行う。(清掃監督ではなく清掃担当)

[5 (17)④ ピアス禁止の理由]

- ・細菌の感染による化膿の危険性があるため。
- ・穴をあける針を他人と共有した場合、エイズや肝炎などに感染する危険性があるため。
- ・金属アレルギーが発症する危険性が高まるため。